



【令和9年度】宜野湾市保育施設等入所案内

※『受付期間』や『受付場所』は希望する保育施設や認定区分によって異なりますので、ご注意ください。



■ 受付期間及び申込先について ※認定区分（1号・2号・3号）についてはP1を参照ください。

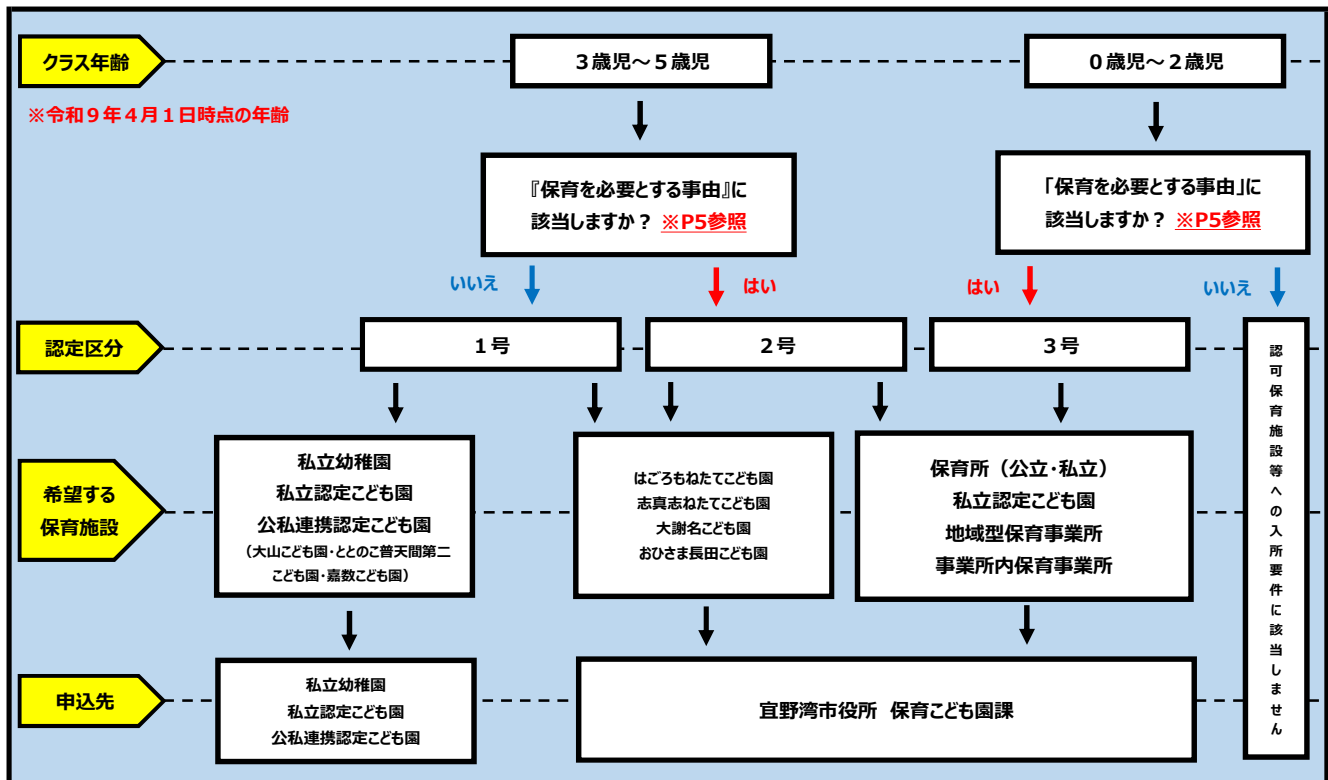
1号（教育部分）

- はごろもねたてこども園・志真志ねたてこども園・大謝名こども園・おひさま長田こども園
- 【受付期間】※土日祝は除く
令和8年9月28日（月）～10月16日（金）
《午前》9時～11時30分 《午後》13時～17時
※最終受付は16時30分
- 【受付場所】
宜野湾市役所 保育こども園課（1階9番窓口）
- 私立幼稚園・私立認定こども園
- 【受付期間】各保育施設にお問い合わせください。
- 【受付場所】各保育施設
- ※1号→2号に切替希望の場合は新たに申込が必要です。

2号・3号（保育部分）

- 【受付期間】※土日祝は除く
令和8年9月28日（月）～10月16日（金）
《午前》9時～11時30分 《午後》13時～17時
※最終受付は16時30分
- 【受付場所】
宜野湾市役所 保育こども園課（1階9番窓口）
- 【注意事項】
・既に認可保育施設に在園しており、別の認可保育施設への転園を希望する場合も申込が必要です。

■ 申込に関するイメージ図



最新の情報について

最新の情報については、宜野湾市のホームページを随時ご確認ください。

※このパンフレットの内容は予告なく変更・修正する場合がありますので、ご了承ください。

●宜野湾市認可保育施設等4月1日入所申込ページURL↓

<https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/kodomo/2/ninkahoikuen/20598.html>

●【1号認定】公立認定こども園及び令和9年度移行公私連携こども園入園申し込みページURL↓

https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/kodomo/2/1_2/20790.html

【保育施設等】



【1号認定】

公立及び公私連携こども園



●令和9年4月2日以降に入所を希望する場合の受付期間

【受付期間】令和9年1月4日（月）～

【申込先】宜野湾市役所 保育こども園課

※私立幼稚園・認定こども園（1号）については各保育施設にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

宜野湾市役所 こども部 保育こども園課 入所認定係
保育施設関連（2・3号） TEL：098-893-4156（直通）
幼稚園関連（1号） TEL：098-893-4649（直通）



●このパンフレットの内容は保育施設等の利用を検討しているすべての方に確認していただきたい内容になっておりますので、申込前に必ずお読みください。

- ① 認定区分（１・２・３号）及び保育必要量（標準時間・短時間）について……………P1
- ② 利用申込から入所までの流れ……………P2
- ③ 令和９年４月一斉入所受付期間及び対象児童……………P3
- ④ 【令和９年４月一斉入所】利用申込から入所までのスケジュール……………P3
- ⑤ 申込に必要な書類（１・２・３号）……………P4
- ⑥ 『保育を必要とする事由』を証明する書類……………P5
- ⑦ 令和９年度『志真志幼稚園・大謝名幼稚園・長田幼稚園』
幼保連携型認定こども園（民営）への移行について……………P6～8
- ⑧ 令和９年度認可保育施設等保育料（利用者負担額）算定表……………P9
- ⑨ 保育料（利用者負担額）算定及び階層区分の認定について・
保育料（利用者負担額）及び給食費、延長保育料のお支払いについて……………P10.11
- ⑩ 宜野湾市認可保育施設（２・３号）一覧表……………P12.13
- ⑪ 特別支援保育について……………P14
- ⑫ よくある質問 FAQ（Frequently Asked Questions）……………P15～22

▼認定区分（１・２・３号）及び保育必要量（標準時間・短時間）について

①認定区分について

認定区分	対象児童	利用できる保育施設
１号認定	満３歳以上の児童（『保育を必要とする事由』に該当しない場合）	認定こども園（教育部分）／幼稚園
２号認定	満３歳以上の児童（『保育を必要とする事由』に該当する場合）	認定こども園（保育部分）／保育所
３号認定	満３歳未満の児童（『保育を必要とする事由』に該当する場合）	認定こども園（保育部分）／保育所 地域型保育所

- 児童の年齢や『保育を必要とする事由（P5 参照）』の有無により、１号・２号・３号の区分に分かれます。
- 保育施設等を利用するためには市から『認定』を受ける必要があります。
- 保育施設等（２号・３号認定）は保護者が就労している等、日中家庭において保育を行うことが困難な状況にある児童を保護者に代わって保育することを目的とした施設です。そのため、『保育を必要とする事由』が無い場合は保育が必要な状態として認めることができず、『支給認定証』が交付されない場合があります。（※１号認定を除く）

※支給認定を受けた場合でも、保育施設等の定員超過や利用調整(基準表に基づく入所審査)により、入所できないことがあります。

※『集団生活に慣れさせたい』、『下の子の家庭保育に手がかかる』等の理由のみで『保育を必要とする事由』がない場合は認定できません。

- 支給認定の申請は保育施設等の利用申込と同時に行うことができます。

※企業主導型保育事業所を利用する方は利用開始前に支給認定を受ける手続きが必要となります。

② １号認定の保育必要量（教育時間）について

- １号認定は『教育標準時間』となります。

教育標準時間	登園時間から概ね 1 4 時まで利用することができます。※詳細は保育施設によって異なります。
--------	--

※１号認定での利用は平日（月曜日から金曜日まで）のみとなり、土曜日や夏休み等の長期休暇は原則お休みとなります。お休みの日も利用を希望する場合は入所する保育施設と調整が必要となります。また、お休みの日も利用する場合は保育施設が定めた預かり保育利用料が別途発生します。

③ ２号・３号認定の保育必要量（保育利用時間）について

- ２号・３号認定の保育必要量は『保育標準時間』と『保育短時間』に区分されます。

保育標準時間	保護者がフルタイムで就労している等を想定した利用時間で、１日最大で 11 時間まで利用することができます。
保育短時間	保護者がパートタイムで就労している等を想定した利用時間で、１日最大で 8 時間まで利用することができます。

※保育施設等によって定められた『保育標準時間』及び『保育短時間』の時間を過ぎて利用した場合は延長保育料が別途発生します。

【保育利用時間のイメージ（例）】



※開・閉所時間や延長保育時間は各保育施設によって異なります。（詳細は P12.13 を参照）

▼利用申込から入所までの流れ

利用申込から入所までの流れ（イメージ図）

1号認定

新規入園申込

1 園に直接申込

- 入所を希望する園が窓口となります。受付期間や結果通知時期の詳細は園に直接ご確認ください。

※ただし、以下は市に申込が必要です。

- ・はごろもねたてこども園、志真志ねたてこども園、大謝名こども園、おひさま長田こども園

2 園から入園の『内定』を受ける

- はごろもねたてこども園、志真志ねたてこども園、大謝名こども園、おひさま長田こども園以外。

3 園を通じて市に申込を行う

- はごろもねたてこども園、志真志ねたてこども園、大謝名こども園、おひさま長田こども園以外。
- 認定の申請（P4 参照）も同時に行われます。

4 園との面談 健康診断書の提出 等を行う オリエンテーション

5 市が『子ども子育て支援制度支給認定証』 等を発送 ※正式に入所が決定

2号・3号認定

新規入所申込・転園申込（在園児童）

1 市へ申込

- 認定の申請（P4 参照）も同時に行われます。

※令和8年度年度末退園予定の在園児童については、保育こども園課へ退園届の提出をお願い致します。

2 市が『保育の必要性』を認定

- 『保育を必要とする事由（P5 参照）』に応じて認定します。

3 初回審査（※市が利用調整）

- 市が定める基準表に基づき、保護者の状況に応じた指数を付与し、利用調整を行います。

入所内定

入所保留

4① 市が『入所保留通知書』 を発送

4② 2次審査 (スケジュールは P3 参照)

5 市が『内定通知書』を発送 園との面談と健康診断書の 提出等を行う

6 市が『入所決定通知書』 を発送 ※正式に入所が決定

入所内定

入所保留

登 園 開 始

待機児童として入所待ち

【注意事項】

- ※2号・3号認定の在園児童が継続利用を希望する場合、引き続き保護者の『保育を必要とする事由』が必要になります。
- ※園との面談及び健康診断の結果、『一般保育・集団保育に適さない』と判断された場合は入所できないことがあります。

▼令和9年4月一斉入所受付期間及び対象児童

《新規・転園受付期間》

【注意】1号認定の申込については、「はごろもねたてこども園」、「志真志ねたてこども園」、「大謝名こども園」、「おひさま長田こども園」のみ

【受付場所】 宜野湾市役所 保育こども園課（1階9番窓口）
 【受付期間】 令和8年9月28日（月）～ 令和8年10月16日（金） ※土日祝日を除く
 【受付時間】 《午前》9時～11時30分 《午後》13時～17時 ※最終受付は16時30分

《郵送の場合》

【宛先】 〒901-2710 宜野湾市野嵩1丁目1番1号 宜野湾市役所 保育こども園課

※【保育所申込】と赤字で記載してください。

【注意事項】

※令和8年10月16日（金）までの消印が有効になります。

※①切手を貼った返信用封筒と②保護者の運転免許証等の身元が分かる証明書の写しを同封してください。

※郵送事故に関する責任は一切負いかねます。予めご了承ください。

※申請内容に不備や不明な点があった場合には電話等で確認を行います。連絡がつかない場合は利用調整で不利に扱われたり、申込自体が無効になることがあります。



《入所対象となる児童》

【1号認定】

・宜野湾市内に住所を有する児童が入園の対象になります。

※宜野湾市役所保育こども園課では、下記の保育施設入所申込のみ受付を行っております。

●はごろもねたてこども園 ●志真志ねたてこども園 ●大謝名こども園 ●おひさま長田こども園

【2・3号認定】

・宜野湾市内に住所を有する 令和3年（2021年）4月2日 から 令和8年（2026年）12月31日
 までに出生している児童が入所の対象になります。市外住民の方も転入予定として申し込むことができますが、入所が決まった場合は令和9年3月12日（金）までに宜野湾市への転入が必要になります。

▼【令和9年4月一斉入所】利用申込から入所までのスケジュール

【スケジュール】	【1号認定】	【2・3号認定】
利用申込受付期間	令和8年9月28日（月）～ 令和8年10月16日（金）	
申込書類・ 希望園差替期間		～ 令和8年11月6日（金） ※17:15まで
結果通知書 （初回審査）発送時期		令和9年1月下旬予定 ※HPにてお知らせいたします。
園との面談及び 健康診断書の提出① （※初回審査で内定した方）	園によって異なるため、 個別に案内がございます。	令和9年2月上旬 ～ 令和9年3月上旬予定 ※詳細は内定通知書にてお知らせいたします。
2次審査に向けた希望園変更期間 （※内定辞退及び保留となった方）		～ 令和9年2月中旬予定 ※詳細は結果（内定・保留）通知書に同封してお知らせいたします。
結果通知書 （2次審査）発送時期		令和9年3月上旬予定 ※HPにてお知らせいたします。
園との面談及び 健康診断書の提出② （※2次審査で内定した方）	園によって異なるため、 個別に案内がございます。	～ 令和9年3月下旬予定 ※詳細は内定通知書にてお知らせいたします。
入所決定通知書 発送時期 （※面談及び健康診断書の提出が完了した方）	令和9年3月中旬 ～ 下旬予定 ●入所決定通知書の発送をもって正式に入所が確定します。	

▼申込に必要な書類

(1) 申込に必要な書類 ※申込書類提出の際には本人確認書類の提示をお願いします。

【1号認定】

提出が必要な方	提出が必要な書類	必要部数
全員	①教育・保育給付等支給認定申請書 ②個人情報等に関する同意書	申込児童につき1部
該当する世帯のみ	■世帯状況に応じて必要な書類 ※（2）を参照 ■転入予定の方が必要な手続き・書類 ※（3）を参照	申込児童につき1部ずつ ※きょうだいがいる場合は 原本+コピーでも可

【2号・3号認定】

提出が必要な方	提出が必要な書類	必要部数
全員	①必要書類確認リスト ②教育・保育給付等支給認定申請書 ③令和9年度保育所等利用希望申込書【4月一斉入所申込用】 ④家庭状況届／児童の状況調査票 ⑤個人情報等に関する同意書 ⑥『保育を必要とする事由』を証明する書類（※P5を参照。きょうだいがいる場合は原本+コピーでも可。）	申込児童につき1部 申込児童につき1部ずつ ※保護者それぞれ1部ずつ
該当する世帯のみ	■世帯状況に応じて必要な書類 ※（2）を参照 ■転入予定の方が必要な手続き・書類 ※（3）を参照 ■広域入所を希望する方が必要な手続き・書類 ※（4）を参照	申込児童につき1部ずつ ※きょうだいがいる場合は 原本+コピーでも可

(2) 世帯状況に応じて必要な書類 ※支給認定及び保育料算定の減免に関わるので該当する場合は提出して下さい。

世帯の状況	提出が必要な書類	必要部数
ひとり親世帯	■教育・保育給付等支給認定申請書の下部に☑を付けてください ■保護者の戸籍謄本（写し） ■遺族年金の証書（写し） ※受給している方のみ ■児童扶養手当証書（写し） ■母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証（写し）	申込児童につき1部
離婚を前提に別居している方	■婚姻中の父母いずれかの書類が提出できない旨の申立書（※保育こども園課様式） ※離婚調停・審判中の場合はそれが分かる資料（写し）をご提出ください。	
生活保護世帯	■教育・保育給付等支給認定申請書の下部に☑を付けてください	
同居している方に 障がい者（児）がいる世帯	■教育・保育給付等支給認定申請書の下部に☑を付けてください ・以下の手当等を受給されている場合は証書や手帳等の写しをご提出ください。 ■特別児童扶養手当 ■身体障がい者手帳 ■精神障がい者保健福祉手帳 ■療育手帳 ■障がい年金 ■児童発達支援にかかる受給者証（上の兄弟が通所している場合）	
里親世帯	■措置決定通知書等（写し）	
令和8年1月1日時点で国外に 居住していた方及び軍人・軍属の方	■2025年中の収入が確認できる書類（W-2等）	
米軍人・軍属等で宜野湾市に住民票がない方	■パスポートや在留カード（写し）	
特別支援保育を希望する方	■特別支援保育審査委員会への申込 ※P14を参照	

(3) 転入予定の方が必要な手続き・書類

必要な手続き・書類	必要部数
■転入に関する誓約書（※保育こども園課様式）	申込児童につき1部
■住民票謄本等の世帯員全員の名前・生年月日・住所・マイナンバー等が分かる書類（写し） ※個々の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポート等でも可。	
■令和9年3月12日（金）までに宜野湾市への転入が必要になります	

(4) 広域入所を希望する方が必要な手続き・書類

① 宜野湾市民の方が他市町村の認可保育施設へ入所を希望する場合（委託）

必要な手続き・書類	申込様式	提出先
■上記（1）・（2）に記載されている書類 【注意事項】 ・希望する保育施設が所在する市町村の受付期間をご確認の上、 <u>締切10日前までに</u> 宜野湾市へ提出してください。 ※保護者から申込書類を不備なく受け取った後、宜野湾市から他市町村へ申込書類を送付いたします。		宜野湾市

② 他市町村の方が宜野湾市の認可保育施設へ入所を希望する場合（受託）

必要な手続き・書類	申込様式	提出先
■居住している市町村の申込書類一式 【注意事項】 ・ <u>令和8年11月27日（金）まで</u> に宜野湾市に必着するように居住している市町村へ提出してください。 ・利用調整は宜野湾市が行いますが、 <u>待機児童が解消されるまでは市内住民が優先になります。</u>		居住している市町村

▼『保育を必要とする事由』を証明する書類

- 保護者それぞれに以下に該当する『保育を必要とする事由』がある場合は認可保育施設（2号・3号）への入所申込を行うことができます。
- 2つの会社で就労している等、『保育を必要とする事由』が複数ある場合は全てに関する証明書を提出してください。
- 申込児童が複数いる場合の『保育を必要とする事由』を証明する書類について、一方に原本、もう一方にはそのコピーを添付してください。
- ①申込日から起算して6カ月以内に作成・発行されたもの、かつ、②現時点で内容に変更がない場合は、有効な証明書として扱います。

保育を必要とする事由	必要な書類	保育必要量	注意事項
就労 (会社員・パート等でお勤めの方) ※産休・育休中の方も含む	・就労証明書 ※国の標準的な様式 ※保育所や幼稚園等で保育業務に従事する方は以下の証明書類を添付してください。 保護者様が保育業務に従事することにより、市内待機児童の解消に繋がる場合は、入所選考時に加点を行います。 ①保育士 ②幼稚園教諭 ③子育て支援員 ④地域限定型保育士 ⑤看護師（正准）⑥保健師 ⑦小学校教諭 ⑧養護教諭	標準時間・短時間	※勤務先の人事担当者、上司、事務担当者等、本人以外の担当者に記入を依頼してください。本人が記入したものは無効となります。 ※月6.4時間以上かつ月60,000円以上の収入があることが要件になります。この要件を満たさない場合は『求職活動』として扱います。 ※証明日及び記入担当者名が未記入のものは、無効となります。 また、以下の項目は必ずすべてご記入ください。 ① 月間の就労時間 ② 1か月（又は1週間）当たりの就労日数 ③ 1日の勤務開始時間及び終了時間 なお、雇用（予定）期間について、無期又は有期を選択し、雇用期間の開始日と終了日をご記入ください。 記入漏れがある場合、不備となる可能性がありますので、記入漏れのないようご注意ください。 ※『育児休業』を理由に申込ができるのは、『転園申込』の方のみになります。
就労 (自営業等の方) ※法人代表・業務委託・内職等を含む	・就労証明書 ※国の標準的な様式 ■以下に該当する方は就労証明書に加えて（1）～（5）に応じた添付資料を提出してください。 （1）自営業中心者（※就労証明書は本人が記載） ①令和7年12月31日以前から事業を開始している方 ●税務署や市町村税務課で税申告をした際の本人控えの写し ②令和8年1月1日以降に事業を開始した方 ●税務署へ提出した開業届の本人控えの写し、または ●保健所が発行した営業許可証等の写し （2）自営業専従者（※就労証明書は自営業中心者が記載） ●自営業中心者に関する添付資料（税申告をした際の本人控えの写し、または、青色事業専従者給与に関する届出書の本人控えの写し） （3）家族従事者・協力者の方（※就労証明書は自営業中心者が記載） ●自営業中心者に関する添付資料（税申告をした際の本人控えの写し、または、開業届の本人控えの写し、保健所が発行した営業許可証等の写し） （4）法人代表の方（※就労証明書は本人が記載） ●登記事項証明書（登記簿謄本）の写し ※6か月以内に発行されたもの （5）業務委託・内職（※就労証明書は本人が記載） ●業務委託契約書等の写し	標準時間・短時間	※月6.4時間以上かつ月60,000円以上の収入があることが要件になります。この要件を満たさない場合は『求職活動』として扱います。 ※証明日及び記入担当者名が未記入のものは、無効となります。 また、以下の項目は必ずすべてご記入ください。 ① 月間の就労時間 ② 1か月（又は1週間）当たりの就労日数 ③ 1日の勤務開始時間及び終了時間 なお、雇用（予定）期間について、無期又は有期を選択し、雇用期間の開始日と終了日をご記入ください。 記入漏れがある場合、不備となる可能性がありますので、記入漏れのないようご注意ください。 ※添付資料が無い場合は受付ができませんのでご注意ください。 なお、添付書類が無い場合は『求職活動』として扱います。
妊娠・出産	・親健康手帳（母子手帳）の以下のページの写し（A4） ①出産予定日が記載されているページ ②母の氏名が記載されているページ	標準時間	※出産予定日が令和9年2月4日（木）から令和9年7月1日（木）の方が対象になります。
疾病	・診断書 ※保育こども園課様式	標準時間	※『保育に支障がある』旨の内容が記載されていることが必要です。
障がい	・以下のいずれかをご提出ください。 ①以下の手帳の写し（A4） ■身体障がい者手帳 ■精神障がい者保健福祉手帳 ■療育手帳 ②診断書 ※保育こども園課様式	標準時間	※診断書の場合、『保育に支障がある』旨の内容が記載されていることが必要です。 ※手帳等の場合、令和9年4月1日時点で有効期間内であることが必要です。
看護・介護	・看護・介護申し立て書 ※保育こども園課様式 ・『看護・介護申し立て書』に加えて、以下のいずれか1つを添付してください。 ①診断書 ※保育こども園課様式 ②身体障がい者手帳の写し（A4） ③精神障がい者保健福祉手帳の写し（A4） ④療育手帳の写し（A4） ⑤介護保険被保険者証の写し（A4） ※要介護以上	標準時間・短時間	※親族の看護・介護に月6.4時間以上を要していることが要件です。 ※診断書の場合、『介護が必要である』旨の内容が記載されていることが必要です。 ※手帳等の場合、令和9年4月1日時点で有効期間内であることが必要です。
災害復旧	・罹災証明書	標準時間	※災害復旧にあっている場合に提出してください。
求職活動	・求職活動状況申し立て書 ※保育こども園課様式	標準時間	※認定有効期間は認定日から起算して、90日が経過する日の月末までとなります。
就学	・在学証明書 ※学校様式 ・『在学証明書』に加えて、以下のいずれか1つを添付してください。 ①授業日程（時間割）が分かる資料の写し（A4） ②授業（学習）日程申し立て書 ※保育こども園課様式	標準時間・短時間	※就学に要している時間（拘束時間を含む）が月6.4時間以上であることが要件です。 ※大学及び高校や1年以上の専門学校、職業訓練校等に通っている場合（通信でも可）に認定することができます。ただし、自動車学校や塾、習い事教室等は除く。
申込児童の下のおきょうだいを家庭保育している方（みなし育休）	・継続利用に関する申し立て書 ※保育こども園課様式	短時間	※みなし育休に係る児童が認可保育施設等を利用していない場合に、2歳になるまでの間は認定することができます。 ※『みなし育休』を理由に申込ができるのは、『転園申込』の方のみになります。

【注意事項】『保育を必要とする事由』に変更がある場合

- ・就労先や就労内容の変更があった場合は新しい就労証明書を速やかに保育こども園課へご提出ください。また、退職等により『保育を必要とする事由』に変更があった際も同様です。正当な理由無く、変更手続きを行わない場合は、認定取消を行います。

令和 9 年度『志真志幼稚園・大謝名幼稚園・長田幼稚園』 幼保連携型認定こども園への移行について

宜野湾市では市立幼稚園・保育所の課題への対応に向けた取り組みとして、令和 6 年 2 月に『宜野湾市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する基本計画』を策定し、全ての市立幼稚園を順次、幼保連携型認定こども園へ移行していく予定です。令和 9 年度は『志真志幼稚園』を公立幼保連携型認定こども園へ、『大謝名幼稚園』と『長田幼稚園』を公私連携幼保連携型認定こども園へ移行いたします。

① 志真志ねたてこども園：公立

移行対象の市立幼稚園	運営主体	所在地 / 開園時間 / 定員
志真志幼稚園	宜野湾市	【所在地】 宜野湾市宜野湾 3-5-1 【開園時間】 7:15 ~ 19:15 ※土曜日は 18:15 まで (1号認定) 8:15 ~ 14:00 ※『一時預かり』を利用する児童は 18:15 まで (2号認定：標準時間) 7:15 ~ 18:15 (2号認定：短時間) 8:15 ~ 16:15 ※上記を超えて利用する場合は『延長保育』となります 【定員】 140名 (5歳児) 1号認定：20名・2号認定：30名 計：50名 (4歳児) 1号認定：20名・2号認定：30名 計：50名 (3歳児) 1号認定：10名・2号認定：30名 計：40名

※原則保護者同伴（児童だけ、きょうだいだけの登降園は不可）での登降園となります。ただし、年長児（5歳児クラス）については、GW（ゴールデンウィーク）明けを目安として、保護者の同意があれば、児童のみでの登園（降園は保護者同伴）を許可する場合があります。

※小学校隣接のため、原則徒歩登園（車両送迎不可）となります。

※小学校への円滑な接続を見据えて、小学校区に居住する児童を優先的に受け入れることを基本とします。

※『2号認定』の場合、保護者の『保育を必要とする事由』により、利用調整（入所審査）を行うため、入所できない場合があります。

※上記内容は予定であり、変更となる場合があります。

② 大謝名こども園：公私連携

移行対象の市立幼稚園	運営法人	所在地 / 開園時間 / 定員
大謝名幼稚園	社会福祉法人 弘文会	【所在地】 宜野湾市大謝名 5-12-1 【開園時間】 7:15 ~ 19:15 ※土曜日は 18:15 まで (1号認定) 8:15 ~ 14:00 ※『一時預かり』を利用する児童は 18:15 まで (2号認定：標準時間) 7:15 ~ 18:15 (2号認定：短時間) 8:15 ~ 16:15 ※上記を超えて利用する場合は『延長保育』となります 【定員】 95名 (5歳児) 1号認定：20名・2号認定：30名 計：50名 (4歳児) 1号認定：10名・2号認定：15名 計：25名 (3歳児) 1号認定：5名・2号認定：15名 計：20名

③ おひさま長田こども園：公私連携

移行対象の市立幼稚園	運営法人	所在地 / 開園時間 / 定員
長田幼稚園	社会福祉法人 太陽のめぐみ 福祉会	【所在地】 宜野湾市長田3-19-1 【開園時間】 7:15 ~ 19:15 ※土曜日は18:15まで (1号認定) 8:15 ~ 14:00 ※『一時預かり』を利用する児童は18:15まで (2号認定：標準時間) 7:15 ~ 18:15 (2号認定：短時間) 8:15 ~ 16:15 ※上記を超えて利用する場合は『延長保育』となります 【定員】 70名 (5歳児) 1号認定：10名・2号認定：15名 計：25名 (4歳児) 1号認定：10名・2号認定：15名 計：25名 (3歳児) 1号認定：5名・2号認定：15名 計：20名

※原則保護者同伴（児童だけ、きょうだいでだけの登降園は不可）での登降園となりますが、取り扱いの詳細については運営法人へご確認ください。

※小学校隣接のため、原則徒歩登園（車両送迎不可）となります。

※小学校への円滑な接続を見据えて、小学校区に居住する児童を優先的に受け入れることを基本とします。

※『2号認定』の場合、保護者の『保育を必要とする事由』により、利用調整（入所審査）を行うため、入所できない場合があります。

※上記内容は予定であり、変更となる場合があります。

今後の市立幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行スケジュール（予定）

中学校区 / 市立幼稚園名		令和9年度	令和10年度
宜野湾中学校	長田幼稚園	★ (公私連携)	
	宜野湾幼稚園		☆ (公立)
普天間中学校	普天間幼稚園		☆ (公立)
	普天間第二幼稚園	令和8年度に移行済み（公私連携）	
真志喜中学校	はごろも幼稚園	令和8年度に移行済み（公立）	
	大山幼稚園	令和7年度に移行済み（公私連携）	
	大謝名幼稚園	★ (公私連携)	
嘉数中学校	嘉数幼稚園	令和8年度に移行済み（公私連携）	
	志真志幼稚園	☆ (公立)	

※上記内容は予定であり、変更となる場合があります。

市立幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園の認定区分について

市立幼稚園から移行した認定こども園について、保護者様の『保育を必要とする事由』の有無により、申込が可能な認定区分が異なります。

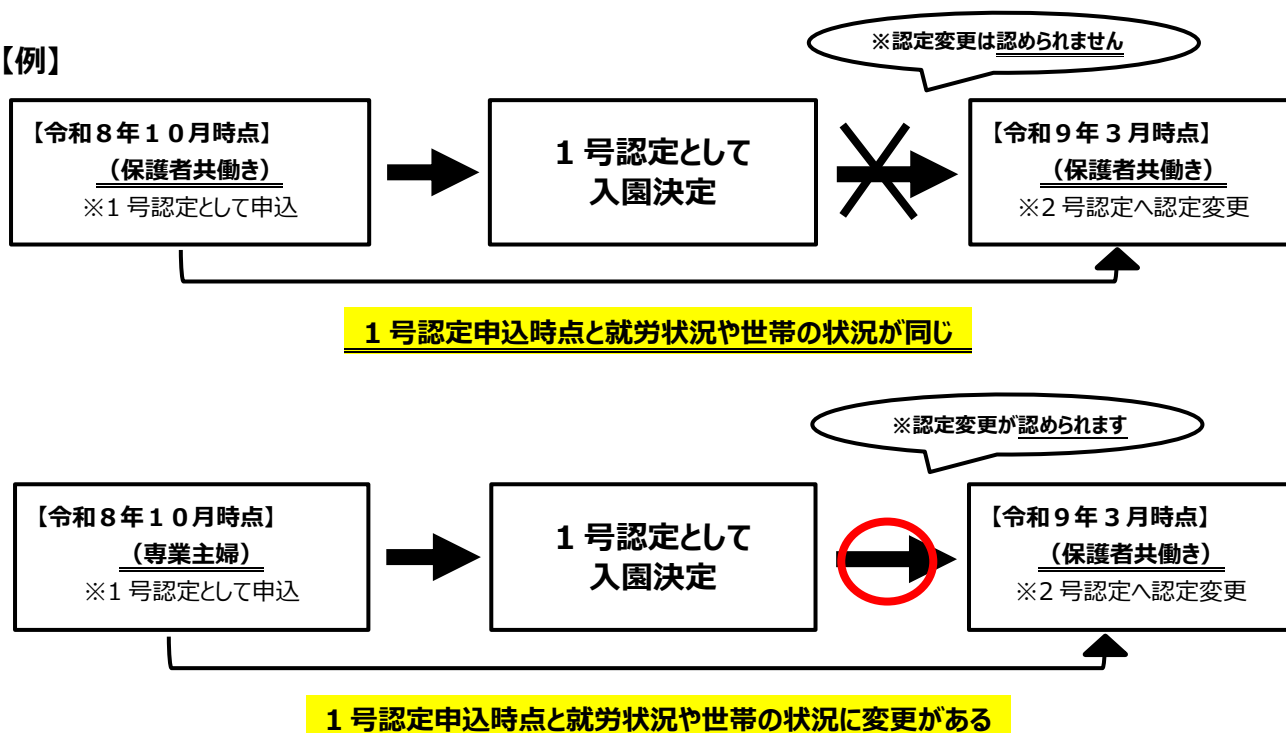
認定区分	保育を必要とする事由	利用調整（入所選考）	保育料無償化
1号認定	無	無	教育標準時間のみ対象 ※『一時預かり』は <u>無償化対象外</u>
2号認定	有	有	対象

※『1号認定』の『一時預かり』については無償化対象外（実費負担）となります。

市立幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園の1号認定から2号認定への変更について

1号認定として利用申込を行った後、2号認定として同保育施設を利用したい場合は、申込時点からみて就労状況や世帯の状況に変更があるときに限り、認定変更を認めることとします。

【例】



※理由としては、①利用調整（入所審査）を経て入園した児童との公平性が保たれないこと、②『1号認定』で利用できる保育施設が限られており、小学校隣接のこども園として、『保育を必要とする事由』が無い世帯の受け皿を確保する必要があるためです。就労状況や世帯の状況に変更がある場合に限り、認定変更を認めることとします。

※年度途中の認定変更についても同様に扱います。

※『育児休業』または『みなし育休』を理由に、『1号認定』から『2号認定』への認定変更はできません。

令和9年度認可保育施設等保育料（利用者負担額）算定表

■認可保育施設等を利用する際には、『保育料』と『給食費』がかかります。

【0～2歳児クラス】⇒以下の表のとおり、保育料が発生します。また、給食費は保育料の金額に含まれています。

【3～5歳児クラス】⇒保育料は階層区分に関わらず無償化（ゼロ円）となりますが、階層区分によっては、別途給食費が発生します。

※[]に該当する方は給食費『徴収対象』、それ以外は『免除対象』となります。

【保育料算定表】 ※保育施設によって、別途『行事費』や『教材費』等の実費徴収があります。

【区分①】
子のカウント方法
年齢に関係なく
きょうだいの人数を
カウント

【区分②】
子のカウント方法
『未就学児』
かつ
『対象の保育
施設等に在籍
（※2）』の
きょうだいの人数を
カウント

階層区分	市町村民税 所得割額 (子どもの属する世帯の合計額)		第1子		第2子		第3子以降	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	生活保護・里親世帯		0	0	0	0	0	0
第2-1階層	市町村民税 非課税世帯	要保護世帯 (※1)	0	0	0	0	0	0
第2-2階層		2-1階層 以外の世帯	0	0	0	0	0	0
第3-1階層	市町村民税 所得割 48,600円未満	要保護世帯 (※1)	7,500	7,500	0	0	0	0
第3-2階層		3-1階層 以外の世帯	16,200	16,000	8,100	8,000	0	0
第4-1階層	48,600円 ～77,100円	要保護世帯 (※1)	9,000	9,000	0	0	0	0
第4-2階層	48,600円 ～57,699円	4-1階層 以外の世帯	25,000	24,600	12,500	12,300	0	0
第4-3階層	57,700円 ～96,999円	4-1階層 以外の世帯	25,000	24,600	12,500	12,300	0	0
第5階層	97,000円～168,999円		37,200	36,600	18,600	18,300	0	0
第6階層	169,000円～300,999円		40,500	39,900	20,250	19,950	0	0
第7階層	301,000円～396,999円		42,500	41,800	21,250	20,900	0	0
第8階層	397,000円以上		51,300	50,500	25,650	25,250	0	0

(※1) 要保護世帯とは、ひとり親世帯等や障がい者（児）と同居している世帯をいいます。

▼2名以上こどもがいる場合の保育料について【多子軽減】

■在園児童に上のきょうだいがいる場合、きょうだいの人数に応じて保育料が減額される場合があります。

【多子軽減の例】

		【例】小学生～1歳児がいる世帯の場合			
階層区分	子（○子目）のカウント方法 ※同一世帯のきょうだいに限る	小学6年生	5歳児 【市外の幼稚園】	3歳児 【認可外】	1歳児 【認可】
【区分①】 第1階層～第4-2階層	年齢に関係なく きょうだいの人数	第1子	第2子	第3子	第4子
【区分②】 第4-3階層～第8階層	対象の保育施設等（※2）に在籍している かつ 未就学のきょうだいの人数	カウント 対象外	第1子	カウント 対象外	第2子

（※2）多子軽減の対象となる保育施設等

○認可保育園 ○認定こども園 ○地域型保育事業 ○公立幼稚園 ○私立幼稚園（新制度移行） ●私立幼稚園（新制度未移行） ●企業主導型保育事業所
●特別支援学校幼稚園 ●児童発達支援施設 ●医療型児童発達支援サービス ●児童心理治療施設

※●の保育施設（市で在籍確認ができない保育施設）を利用しているきょうだいがいる場合は『在園証明書』等の提出が必要になります。

【別住所に居住している上のきょうだいがいる『第3-1階層』～『第4-2階層』の方】

■多子軽減の判断を行うため、別住所に居住、かつ、保護者の扶養に入っている上のきょうだいがいる場合は『社会保険証』等の写しの提出が必要になります

▼給食費の徴収・免除について【3～5歳児】

■階層区分やきょうだいの人数によって、給食費の支払い有無が変わります。また、保育施設によって給食費の金額が異なります。

階層区分／多子軽減のカウント	第1子	第2子	第3子以降
第1階層 ～ 第4-2階層	免除	免除	免除
第4-3階層 ～ 第8階層	徴収	徴収	免除

▼保育料（利用者負担額）算定及び階層区分の認定について

・認可保育施設等へ入所した際の保育料（利用者負担額）及び階層区分は、次の項目に基づき決定されます。

1. 保護者様の『市町村民税額』と『世帯の状況』

- 保護者様の『市町村民税所得割額の合計額』により、『認可保育施設等保育料（利用者負担額）算定表※P9参照』に基づいて算定いたします。また、4月～8月分は前年度の課税額で算定し、9月～3月分は当年度の課税額でいたします。
- ※保育料（利用者負担額）算定に用いる『市町村民税所得割額』は、『住宅借入金等特別控除』、『寄附金税額控除』、『配当控除』、『外国税額控除』を適用する前の金額になります。

【令和9年度の保育料（利用者負担額）】

年	令和 9 年									令和 1 0 年		
月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
課税年	前年度(令和 8 年度)の課税額で算定					当年度(令和 9 年度)の課税額で算定						
収入	※令和 7 年分の収入等に基づき課税					※令和 8 年分の収入等に基づき課税						

※当年度の市町村民税額が毎年6月に決定されるため、保育料（利用者負担額）は毎年9月に切替となります。

① 同世帯に親族がいる場合

- 算定対象保護者様だけの収入だけでは生計維持が難しい世帯、かつ、親族が同一世帯にいる場合は、親族の市町村民税額も含めて保育料（利用者負担額）を算定いたします。保護者様の収入（各種手当等を含む）が生活保護基準額に満たない場合は、保護者の収入だけでは生計維持が難しい状況であると判断いたします。

② 上のきょうだいが私立幼稚園（新制度未移行）等に在籍している場合【階層区分が第4－3階層以上】

- 『第4－3階層』以上の階層区分の方、かつ、上のきょうだいが以下の保育施設等（※1）に在籍している場合は、多子軽減の適用を受けるために『在園証明書』の提出が必要になります。
- （※1）私立幼稚園（新制度未移行）、企業主導型保育事業所、特別支援学校幼稚園部、児童発達支援施設、医療型児童発達支援サービス、児童心理治療施設

③ 別住所に居住している上のきょうだいがいる場合【第3－1階層～第4－2階層】

- 多子軽減の判断を行うため、別住所に居住、かつ、保護者の扶養に入っている上のきょうだいがいる場合は『社会保険証』等の写しの提出が必要になります。

2. 保護者様の『課税情報』

- 保護者様の『課税情報』が確認できない場合は、最も高い階層区分（第8階層）となります。

① 保護者様が税申告を行っていない場合（未申告）

- 正しい保育料（利用者負担額）を算定するために、お早めに市町村または税務署等で税申告を行ってください。収入が無かった方も申告が必要になります。また、扶養に入っている方は、被扶養者としての申告が必要になります。申告後、課税情報の反映にお時間を要することがありますので、予めご了承ください。

【重要】市町村民税は、課税年の1月1日時点に居住していた市町村で課税されます。該当する市町村にて、手続き方法も含めてご確認ください。

② 米軍人・軍属または国外に居住していた場合

- 正しい保育料（利用者負担額）を算定するために、『収入が分かる証明書（W-2等）（※2）』をご提出ください。
- （※2）令和9年8月分までは『W-2（2025）』、令和9年9月分からは『W-2（2026）』を基に算定します。

3. 階層区分の変更

- 『世帯の状況』や『課税額』に変更があった場合、階層区分が変更となることがありますので、届け出が必要になります。

① 世帯の状況に変更がある場合

【例】婚姻・離婚・死亡 児童扶養手当の受給開始・停止 障がい世帯への変更 生活保護の開始・廃止

➡変更があった日の翌月分保育料から適用になります。※その日が月初日の場合は当月分保育料から適用

② 課税額に変更がある場合

【例】 個人で修正申告をした場合 会社が修正申告をした場合

➡保育こども園課が修正を把握した日の翌月分保育料から適用になります。※その日が月初日の場合は当月分保育料から適用

▼保育料（利用者負担額）及び給食費、延長保育料のお支払いについて

■ 保育料（利用者負担額）及び給食費、延長保育料は、在園している保育施設によって支払い先や支払い方法が異なります。

1. 支払い先

●市へ支払い ➡ 『公立保育所の保育料及び給食費、延長保育料』『私立保育園の保育料』

○保育施設へ支払い

➡ 『私立保育園の給食費及び延長保育料』『認定こども園・地域型保育事業所の保育料及び給食費、延長保育料』

項目／保育施設	公立保育所	私立保育園	公立認定こども園	私立・公私連携 認定こども園	地域型保育事業所 事業所内保育所
保育料	●市へ支払い	●市へ支払い	—	○保育施設へ支払い	○保育施設へ支払い
給食費（※1）	●市へ支払い	○保育施設へ支払い	●市へ支払い	○保育施設へ支払い	—
延長保育料	●市へ支払い	○保育施設へ支払い	●市へ支払い	○保育施設へ支払い	○保育施設へ支払い

（※1） 0～2歳児クラスの給食費は保育料に含まれています。

2. 支払い方法（※上記で『●市へ支払い』の方のみ）

■ お支払い方法について、『納付書払い』または『口座振替』となりますが、原則として『口座振替』でお支払いいただきますようお願いいたします。『○保育施設へ支払い』の方の支払い方法については、保育施設へ直接ご確認ください。

支払い期限（※ <u>納付書払い</u> ）	毎月10日（※土日・祝日にあたる場合は翌営業日）
------------------------	--------------------------

引落日（※ <u>口座振替</u> ）	毎月10日（※土日・祝日にあたる場合は翌営業日）
登録できる金融機関	・琉球銀行 ・沖縄銀行 ・沖縄海邦銀行 ・沖縄県農業協同組合 ・コザ信用金庫 ・沖縄県労働金庫（※ <u>金融機関にて手続き</u> ） ・ゆうちょ銀行（※ <u>郵便局にて手続き</u> ）

※残高不足等により引き落とし出来なかった場合は、後日督促状と納付書を送付いたします。

※定められた保育料等を納付しない場合、児童手当からの特別徴収（天引き）や差し押さえ等による滞納処分を行うことがあります。

3. 口座振替の手続き方法（※上記で『●市へ支払い』の方のみ）

■ お支払い方法を『納付書払い』から『口座振替』への変更を希望される方は、保育こども園課または金融機関にて手続きが必要になります。

【手続きに必要なもの】

①宜野湾市保育料口座振替依頼書 ②通帳届出印 ③預金通帳等

【注意事項】

- ・『宜野湾市保育料口座振替依頼書』は金融機関に無い場合がありますので、事前に保育こども園課にてお受け取りください。
- ・口座振替の登録には1ヶ月ほどお時間を要しますので、予めご了承ください。口座振替の手続き後に納付書が届いた場合は、口座振替の登録が完了していない状態のため、そのまま納付書でお支払いください。
- ・『ゆうちょ銀行』を希望される方は郵便局で、『沖縄県労働金庫』を希望される方は金融機関で直接お手続きをお願いします。
- ・通帳届出印の押印漏れ等の不備がある場合は、再度手続きが必要になりますのでご注意ください。

【令和9年度】宜野湾市認可保育施設（2・3号）一覧表

※【※新設】と記載のある園は、令和9年4月に開園する予定です。なお、内容は変更される場合がありますので、予めご了承ください。

令和8年9月時点

中学校区	保育施設の種類	保育施設名	所在地	電話番号	通常保育時間	特別支援 保育	延長保育	土曜日保育時間 （※延長含む）	給食費月額 （※3～5歳児）	子育て 支援 センター	一時 保育	こども 園でも 通園制度	備考
宜野湾 中学校区	私立保育園	あいのもり保育園	宜野湾市愛知1-10-40	893-4455	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円				※本園は0～2・4～5歳児のみ、分園は3歳児のみ
	私立保育園	あいのもり保育園(分園)	宜野湾市愛知1-10-35										
	私立保育園	赤道あおぞら保育園	宜野湾市赤道2-9-11	893-5381	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円				
	私立保育園	秋津保育園	宜野湾市長田3-32-5	892-5068	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円	★			※0歳児は月～金の延長保育無し
	私立保育園	志真志まごころ保育園	宜野湾市志真志1-3-10	927-1181	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円				
	私立保育園	どんぐりの里保育園	宜野湾市長田3-27-9	988-1521	7:00～18:00	○	～19:00まで	～19:00まで	6,500円				
	私立認定こども園	認定こども園ちやいるどはうすエンジェル	宜野湾市上原2-14-11	893-3342	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円				
	私立認定こども園	認定こども園ミライエ（本園）	宜野湾市赤道1-16-11	892-6509	7:00～18:00	○	～22:00まで	～22:00まで	6,500円	★			※本園・分園の振り分けは保育施設が決定
	私立認定こども園	認定こども園ミライエ(第2分園)	宜野湾市上原1-9-1 2F	917-2300									
	私立認定こども園	認定こども園ミライエ(分園)	宜野湾市上原1-25-15	892-3013									
	私立認定こども園	愛善認定こども園	宜野湾市愛知2-16-49	892-1605	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円				
	地域型保育事業所	つみき保育園	宜野湾市愛知2-7-6	927-8644	7:30～18:30		～19:30まで	～19:30まで	－				
	地域型保育事業所	らいむ保育園	宜野湾市志真志1-4-1	894-8311	7:00～18:00		～19:00まで	～18:00まで	－				
	公私立連携認定こども園	おひさま長田こども園【※新設】	宜野湾市長田3-19-1	※未定	7:15～18:15	○	～19:15まで	～18:15まで	6,000円				※令和9年4月開園予定
普天間 中学校区	私立保育園	きゆな保育園	宜野湾市喜友名1-13-9	893-3974	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円				
	私立認定こども園	しのめこども園（本園）	宜野湾市新城2-43-1	893-3806	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円	★	◆	●	※本園・分園の振り分けは保育施設が決定 ※分園は0～2歳児のみ
	私立認定こども園	しのめこども園（分園）【※新設】	※未定（しのめこども園敷地内）										
	私立認定こども園	ゆわ認定こども園	宜野湾市野嵩4-22-1	893-2705	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円		◆	● (予定)	※分園は令和9年4月開園予定
	私立認定こども園	ここわ認定こども園	宜野湾市野嵩2-22-12	892-2261	7:30～18:30	○	～19:30まで	～18:30まで	6,500円				
	事業所内保育所	琉球大学病院保育園ミライエ	宜野湾市字喜友名1129番地	894-3830	7:00～18:00		～19:00まで	～18:00まで	6,500円				
	事業所内保育所	はいくえんそーれ！	宜野湾市新城2-43-1	893-3806	7:00～18:00		～19:00まで	～18:00まで	－				
	公私立連携認定こども園	ととのご普天間第二こども園	宜野湾市新城2-8-19	894-7368	7:15～18:15	○	～19:15まで	～18:15まで	6,000円				
真志喜 中学校区	私立保育園	あつがる保育園	宜野湾市大山5-13-10	917-0590	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円				
	私立保育園	大山せせらぎ保育園	宜野湾市大山3-18-49	963-8217	7:00～18:00	○	～19:00まで	～19:00まで	6,500円				
	私立保育園	花の子保育園	宜野湾市大謝名1-18-21	897-6610	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	7,500円				
	私立保育園	びっころ保育園	宜野湾市大謝名4-24-7	897-9360	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円				
	私立保育園	マーシー保育園	宜野湾市宇地泊3-9-16	897-3532	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円	★			
	私立認定こども園	ラポール育成こども園	宜野湾市宇地泊1-19-13	943-0081	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円				
	私立認定こども園	認定こども園はごろも保育園（本園）	宜野湾市大山2-11-12	890-6511	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円				※本園・分園の振り分けは保育施設が決定 ※分園は0～2歳児のみ
	私立認定こども園	認定こども園はごろも保育園（分園）	宜野湾市野嵩2-27-2	892-5088									
	私立認定こども園	認定こども園まなぶ保育園	宜野湾市真志喜5-13-2	897-1022	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円				
	私立認定こども園	認定こども園森川保育園	宜野湾市真志喜5-6-14	943-5318	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円	★			
	地域型保育事業所	うさぎ保育園	宜野湾市真志喜5-13-8	894-8930	7:15～18:15		～19:15まで	～18:15まで	－				
	地域型保育事業所	キュート・チャイルド・ケア宜野湾保育園	宜野湾市伊佐2-10-5	963-9024	7:00～18:00		～19:00まで	～18:00まで	－				
	地域型保育事業所	そらうみ保育園	宜野湾市宇地泊3-3-17	897-8003	7:00～18:00		～19:00まで	～18:00まで	－				
	地域型保育事業所	ちきーと保育園真志喜園	宜野湾市真志喜2-11-15	975-5010	7:00～18:00		～19:00まで	～18:00まで	－				
	地域型保育事業所	ちきーと保育園大謝名園	宜野湾市大謝名5-21-24-201	898-2611	7:00～18:00		～19:00まで	～18:00まで	－				
	地域型保育事業所	ばいかし保育園	宜野湾市真志喜2-5-22	960-3081	7:00～18:00		～19:00まで	～18:00まで	－				
	地域型保育事業所	もりのなかも保育園宇地泊園	宜野湾市宇地泊3-13-17	897-1220	7:30～18:30		～19:30まで	～18:30まで	－				
	事業所内保育所	ヤクルトわくわく大山保育園	宜野湾市大山7-13-2	975-5365	7:00～18:00		～19:00まで	～18:00まで	－				

中学校区	保育施設の種類	保育施設名	所在地	電話番号	通常保育時間	特別支援 保育	延長保育	土曜日保育時間 （※延長含む）	給食費月額 （※3～5歳児）	子育て 支援 センター	一時 保育	こども 誰でも 通園制度	備考
	地域型保育事業所	リトルマーシー	宜野湾市伊佐2-1-6-202	917-2280	7:00～18:00		～19:00まで	～18:00まで	－				※土曜保育はマーシー保育園で実施
	地域型保育事業所	大謝名小規模保育園	宜野湾市大謝名5-25-12	988-1400	7:15～18:15		～19:15まで	～18:15まで	－			●	
	地域型保育事業所	きらきら伊佐ほいくえん【※新設】	宜野湾市伊佐3-1-3	※未定	7:15～18:15		～19:15まで	～18:15まで	－			● （予定）	※令和9年4月開園予定
	公私連携認定こども園	大山こども園	宜野湾市大山5-16-1	988-6312	7:15～18:15	○	～19:15まで	～18:15まで	6,000円				
	公私連携認定こども園	大謝名こども園【※新設】	宜野湾市大謝名5-15-1	※未定	7:15～18:15	○	～19:15まで	～18:15まで	6,000円				※令和9年4月開園予定
	公立認定こども園	はごろもねたてこども園	宜野湾市大山6-23-1	942-2050	7:15～18:15	○	～19:15まで	～18:15まで	6,000円				
嘉数 中校区	私立保育園	可愛保育園	宜野湾市我如古4-16-31	897-7157	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円				
	私立保育園	こがねの森保育園	宜野湾市大謝名3-10-1	897-3983	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円				
	私立保育園	ポケット保育園	宜野湾市我如古3-18-17	898-7713	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円				
	私立認定こども園	さつき認定こども園	宜野湾市真栄原3-24-13	898-5435	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	7,000円	★			
	私立認定こども園	第2さつき認定こども園（本園）	宜野湾市真栄原3-37-25	870-9218	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	7,000円				※本園・分園の振り分けは保育施設が決定 ※分園は0～2歳児のみ
	私立認定こども園	第2さつき認定こども園（分園）	宜野湾市大謝名2-27-15	975-7707									
	私立認定こども園	ピノキオ認定こども園	宜野湾市嘉数1-4-50	988-8622	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円				
	私立認定こども園	おひさま認定こども園（本園）	宜野湾市字佐真下59番1	943-0485	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円		◆	●	※本園は0～4歳児のみ、分園は5歳児のみ ※「一時保育」「こども誰でも通園制度」は別施設（おひさまにこここ園）にて実施
	私立認定こども園	おひさま認定こども園（分園）	宜野湾市字佐真下57-6										
	私立認定こども園	認定きららこども園	宜野湾市真栄原1-7-14	943-6539	7:00～18:00	○	～19:00まで	～18:00まで	6,500円				
	私立認定こども園	認定こども園しいの実保育園（本園）	宜野湾市我如古2-26-2	898-7070	7:00～18:00	○	～19:00まで	～19:00まで	6,500円				※本園は2～5歳児のみ、分園は0～1歳児のみ
	私立認定こども園	認定こども園しいの実保育園（分園）	宜野湾市我如古2-20-5	987-7077									
	地域型保育事業所	クッピー乳児園	宜野湾市我如古1-55-13 2F	898-5657	7:00～18:00		～19:00まで	～18:00まで	－				
	地域型保育事業所	ちゅうさん保育園	宜野湾市字佐真下57	988-4228	7:00～18:00		～19:00まで	～18:00まで	－				
	地域型保育事業所	ねたて保育園	宜野湾市嘉数3-4-13 1F	975-7857	7:00～18:00		～19:00まで	～18:00まで	－				
	公立保育所	宜野湾保育所	宜野湾市宜野湾3-13-10	892-5365	7:30～18:30	○	～19:30まで	～18:30まで	6,000円	★		● （予定）	
	公私連携認定こども園	嘉数こども園	宜野湾市真栄原1-13-1	988-8870	7:15～18:15	○	～19:15まで	～18:15まで	6,000円				
	公立認定こども園	志真志ねたて保育園【※新設】	宜野湾市宜野湾3-5-1	※未定	7:15～18:15	○	～19:15まで	～18:15まで	6,000円				※令和9年4月開園予定

※地域型保育事業所や事業所内保育所の卒園児童は連携施設等の市内認可保育施設の3歳児クラスへ優先的に利用調整を行います。連携施設については各保育施設へお問い合わせください。

※給食費や保護者会費、絵本代、体育着代、アルバム代などの実費負担は保育施設によって異なります。また、延長保育料は別途支払いになります。詳しくは各保育施設にお問い合わせください。

※給食費は現時点の金額になります。物価高騰等の理由により今後、金額が変更になる可能性があります。詳しくは各保育施設にお問い合わせください。

子育て支援センター（※★印の保育施設）	★宜野湾保育所 ★認定こども園ミライエ（第2分園） ★しのめこども園 ★マーシー保育園 ★秋津保育園 ★さつき認定こども園 ★認定こども園森川保育園
一時保育（※◆印の付いている保育施設）	・育児のリフレッシュや冠婚葬祭、保護者の傷病・入院その他の理由で一時的に家庭保育が困難な場合、緊急で保育する事業です。（※利用料金別途） ※詳しくは保育施設へ直接お尋ねください。 ◆ゆうわ認定こども園 ◆しのめこども園 ◆おひさま認定こども園（実施先：おひさまにこここ園）
こども誰でも通園制度（※●印の付いている保育施設）	・市内在住の6カ月から満3歳未満の未就園児を対象に月10時間の範囲内で保護者の就労要件等を問わず、保育施設に通園できる制度です。 利用料：1時間あたり300円（※非課税世帯等の減免有） ※事前に申請を行い、利用認定を受ける必要があります。詳しくは保育こども園課までお問い合わせください。 ●おひさま認定こども園（実施先：おひさまにこここ園） ●しのめこども園 ●大謝名小規模保育園 ●宜野湾保育所（令和8年度中実施予定） ●きらきら伊佐ほいくえん【※新設】（令和9年度上半期実施予定）
病児・病後児保育 （※宜野湾市病児・病後児保育事業対象）	・子どもが病気だが、仕事は休めない。入院するほどではないけれども、安静を必要とする子どもの保育と看護を行うサービスです。 【宜野湾海邦病院】※診察料等は別途 住所：宜野湾市真志喜2-23-5 電話：898-2133（ダイヤルイン番号：327） 利用時間：初回9:00～18:00・2回目より8:00～18:00（月～金曜日） 利用料金：2,000円 【まちなと小児クリニック】※診察料等は別途 住所：浦添市牧港2-46-12 メディカルプラザ牧港4F 電話：942-1110 利用時間：8:45～18:00（月～金曜日） 利用料金：2,000円 ※事前の申請で生活保護世帯及び前年度非課税世帯は利用料が免除となります。詳しくは保育こども園課までお問い合わせください。

▼特別支援保育について

- 宜野湾市では、障がいや心身の発達に遅れ等があるために集団生活の中で特別な配慮が必要な児童の保育（特別支援保育）を実施しています。児童の健全な発達を促し、児童の福祉の向上を図ることを目的としています。ただし、希望する保育施設に必ず入所できるものではなく、特別支援保育担当保育士の配置状況や希望者数によって受け入れができない場合がありますのでご了承ください。
- 宜野湾市における特別支援保育は、診断名に関わらず、お子さんのそれぞれの状況を考慮の上、集団生活において特別な配慮を必要とするかどうかを特別支援保育審査委員会において審査・判定し、実施の判断をしています。

1. 対象となる児童

・次の要件のいずれにも該当する児童

- ①保護者の就労等の理由で『保育を必要としている』こと（※P5 参照）
- ②宜野湾市民であること
- ③保護者等の送迎が可能であること

※令和9年度医療的ケア児に関する申込受付は既に終了いたしました。ご了承ください。



2. 受け入れ保育施設

・宜野湾市では、地域型保育事業所を除いた全ての公立・私立保育園及び認定こども園で特別支援保育を実施しています。

※保育施設の状況や保育士の数により、受け入れが出来ない場合があります。

・通常配置されている保育士に加えて、特別支援保育担当の保育士（加配）が配置され、お子さんの発達段階や状態に合わせたきめ細やかな保育を行っています。

※特別支援保育対象の児童3人につき1人、または、1名につき1人の保育士が配置されます。

3. 第3回特別支援保育審査委員会の申込期間

【申込期間】令和8年9月28日（月）～令和8年10月16日（金） **※土日・祝日を除く**

【受付時間】（午前）9：00～11：30 （午後）13：00～17：00 **※最終受付は16：30**

【受付場所】宜野湾市役所 保育こども園課（1階9番窓口）

【審査委員会】令和8年12月11日（金）

4. 申込に必要な書類（※①②③④は必須・⑤⑥は提出できる方のみ）

- ①令和8年度 特別支援保育審査委員会参加申込書（※保護者記入）
- ②児童の状況調査票（※保護者記入）
- ③令和8年度 経過記録（※現在通っている保育・療育施設、または、保護者が記入）
- ④個人情報の利用目的・取扱いに関する同意書（※保護者記入）
- ⑤特別支援保育に係る専門医の意見書
- ⑥障がいを確認できる証明書の写し（例）特別児童扶養手当証書や身体障がい者手帳、療育手帳

5. 申込後のスケジュール

10月	①令和9年度4月一斉入所申込 ②特別支援保育審査委員会申込	※上記の受付期間内に①②両方の申込が必要になります。受付期間内に申込が無い場合は令和9年4月入所の審査対象にはなりません。
11月	担当者との面談	※特別支援保育審査委員会に必要な書類作成のために、必要に応じて担当者が聞き取りを行います。また、お子さんの発達検査を実施することがあります。 ※母子手帳及び過去に受けた発達検査の結果等があれば、持参してください。
12月	特別支援保育審査委員会（第3回）	※当日は親子面談を行います。審査については、資料や面談の様子等から総合的に判断されます。 ※審査結果は後日郵送にて保護者様へ通知いたします。
1月	利用調整	※特別支援保育が認定された児童の利用調整を行います。また、特別支援保育が認定されなかった児童については、一般保育での利用調整となります。 ※原則として『保育の必要性』が高い方から優先して利用調整を行います。
2月	利用調整結果の通知（入所内定または保留）	※利用調整の結果を郵送にて保護者様へ通知いたします。 ※大変申し訳ありませんが、保留となった児童は『待機』となります。

よくある質問FAQ (Frequently Asked Questions)

▼共通（１・２・３号）編

（１）申込について

Q 1. 郵送でも申込は可能ですか？

A. 郵送での申込も可能です。ただし、切手不足の場合は受付できませんので、ご注意ください。また、郵送事故による責任は一切負いかねますので、予めご了承ください。

（２）『保育を必要とする事由』を証明する書類について

Q 2. 現在は働いていませんが、令和 9 年 4 月 1 日から就労（採用）予定です。この場合、『保育を必要とする事由』は何になりますか？

A. 令和 9 年 4 月 1 日時点の状況で判断するため、『就労』とみなします。『保育を必要とする事由』を証明する書類として、就労証明書（採用予定）をご準備ください。

Q 3. 現在は働いていますが、令和 9 年 3 月 31 日付で退職し、新しい就労先を探す予定です。この場合、『保育を必要とする事由』は何になりますか？

A. 令和 9 年 4 月 1 日時点の状況で判断するため、『求職活動』とみなします。『保育を必要とする事由』を証明する書類として、求職活動状況申立書（退職予定）をご準備ください。

Q 4. 現在は申込児童の育休中ですが、入所後に職場復帰する予定です。『保育を必要とする事由』は『就労』になりますか？

A. 『就労』になります。『保育を必要とする事由』を証明する書類として、就労証明書（育休期間記載有）をご準備ください。なお、**令和 9 年 5 月 1 日までの職場復帰が入所条件**になります。

Q 5. 現在Wワークをしています、2つの仕事で合わせて月 6 4 時間以上の内容で就労していれば、『保育を必要とする事由』は『就労』になりますか？

A. 複数の就労先で合わせて、**月 6 4 時間以上かつ月 6 0, 0 0 0 円以上の収入**を満たしていれば、『就労』になります。

Q 6. 『保育を必要とする事由』を証明する書類の準備が間に合わない場合も申込は可能ですか？

A. 保護者様いずれかの『保育を必要とする事由』を証明する書類の準備が間に合わなかった場合でも、『仮申込』として受付が可能です。ただし、**令和 8 年 1 1 月 6 日（金）まで**に足りない書類が提出できなかった場合は申込が取り下げになりますので、ご注意ください。

Q 7. 現在申込児童の育休中、かつ、下の子を妊娠している状況です。この場合、『保育を必要とする事由』は何になりますか？

A. 世帯の状況によって『保育を必要とする事由』が何に該当するかが変わりますが、おおむね以下の通りです。

（１）『就労』となる場合

・申込児童が令和 9 年 4 月 1 日に入所した場合、**令和 9 年 5 月 1 日までに職場復帰が可能**であれば、『保育を必要とする事由』は『就労』となります。一度、職場に復帰するのであれば、後に下の子の産前休暇を取得しても問題ありません。

（２）『妊娠・出産』となる場合

・（１）に該当しない、かつ、下の子の**出産（分娩）予定日が令和 9 年 2 月 4 日から令和 9 年 7 月 1 日の間**であれば、『保育を必要とする事由』は『妊娠・出産』となります。

よくある質問FAQ (Frequently Asked Questions)

Q 8. 転職を検討している場合はどうしたらいいですか？

A. 転職のタイミングや転職活動の状況にもよりますが、おおむね以下の通りです。ただし、提出されている就労証明書と令和9年4月1日時点の就労先が異なる場合は再審査となり、内定が取り消しとなる場合がありますので、ご注意ください。

(1) 転職先の就労証明書（採用予定）

・申込受付時点で既に採用されることが決定しており、令和9年4月1日時点は転職先で就労している場合は転職先の就労証明書（採用予定）を提出してください。

(2) 現在の就労証明書

・申込受付時点では転職を検討している段階、または、転職活動中であり、転職が具体的に決定していない場合は現在の就労証明書を提出してください。

▼認可保育施設（2・3号）編

(1) 申込について

Q 9. 郵送で申込を行い、不備があった場合はどうなりますか？

A. 保育こども園課で受付後、申込に不備が無いか確認いたします。万が一、申込に不備があった場合は、保護者様へ電話連絡を行うため、速やかに対応していただきますようお願いいたします。保護者様との連絡がつかない場合には利用調整（入所審査）で不利に扱われたり、申込自体が無効になる場合がありますので、ご注意ください。

Q 10. 出生前でも申込は可能ですか？

A. 可能です。ただし、令和9年4月1日の入所対象は令和8年12月31日までに出生した児童になります。申込を行ったが、令和9年1月1日以降に出生した場合は令和9年4月2日以降の入所対象として取り扱います。

Q 11. 希望する保育施設の募集枠が0名だった場合でも、希望すること自体は可能ですか？

A. 希望すること自体は可能です。また、各保育施設の募集枠はあくまで予定であり、退園児童や保育士の採用・退職によって変動する可能性があります。

Q 12. 申込後に希望保育施設を変更することはできますか？

A. 保育こども園課窓口に来庁いただけるのであれば、令和8年11月6日（金）までは希望保育施設の変更手続きが可能です。それ以降については利用調整（入所審査）の都合上、希望保育施設を変更することができなくなるため、ご注意ください。

Q 13. 現在市外に居住しているのですが、転入予定として申込を行うことは可能ですか？

A. 転入予定者であれば、宜野湾市へ直接申込が可能です。しかし、令和9年3月12日（金）までに宜野湾市への転入が可能な方という条件があります。

Q 14. 市外の認可保育施設を希望することも可能ですか？

A. 可能です。ただし、市外の認可保育施設については、その保育施設が所在する市町村が利用調整（入所審査）を行うため、基本的にはその保育施設が所在する市町村に居住している児童が優先になります。

Q 15. 既に認可保育施設に在園しているのですが、他の認可保育施設に移りたい場合でも申込は可能ですか？

A. 既に認可保育施設に在園している場合でも、『転園申込』を行うことができます。ただし、希望する保育施設への転園が内定した場合はその内定を辞退し、元の保育施設に戻ることはできなくなりますので、慎重にご検討ください。

よくある質問FAQ (Frequently Asked Questions)

Q 1 6 .令和 8 年度の申込を行ったのですが、現時点で入所待ちの状況です。令和 9 年度の申込も必要ですか？

A .令和 8 年度中に必ず入所できるとは限らないため、現時点で認可保育施設に入所できていないのであれば、令和 9 年度の申込も必要です。

Q 1 7 .申込を行ったのですが、市外へ引っ越しをすることになりました。申込を取り下げる場合はどのような手続きが必要ですか？

A .申込の取り下げは電話で受付いたします。保育こども園課までご連絡ください。

Q 1 8 .令和 9 年度の途中に入所するための申込はできますか？

A .今回は令和 9 年 4 月 1 日入所のための申込受付期間になるため、受付できません。令和 9 年 4 月 2 日以降（年度途中）に入所するための申込については令和 9 年 1 月 4 日（月）から可能になります。

Q 1 9 .申込児童の健康・発達面で気になる点がある場合でも、申込は可能ですか？

A .申込を行うことは可能です。ただし、障がいや心身の発達に遅れがあるために、集団生活において特別な配慮が必要な児童の受け入れについては、『特別支援保育審査委員会』において審査・判定することになります。『特別支援保育審査委員会』で特別支援保育が必要かどうかを判定するためには、通常の入所申込とは別に特別支援保育審査委員会への参加申込も合わせて必要となります。詳細については、保育こども園課へお問い合わせください。

(2) 『保育を必要とする事由』を証明する書類について

Q 2 0 .現在昼はアルバイト、夜は専門学校に通っていますが、『保育を必要とする事由』はどちらになりますか？また、利用調整の際の指数はどうなりますか？

A .複数の『保育を必要とする事由』がある場合は両方の書類が必要となります。
今回の場合、『就労』を証明する書類として①就労証明書、『就学』を証明する書類として②在学証明書と③時間割（授業日程）が分かる資料の写しをご準備ください。また、利用調整の際の指数はどちらか高い方の指数が付与されます。

(3) 利用調整（入所審査）について

Q 2 1 .利用調整（入所審査）はどのように行われるのですか？

A .申込をしている児童の中で利用調整基準表に基づいて付与された合計指数が高い児童から順に入所が内定いたします。ただし、各保育施設の募集予定が無いクラスに関しては利用調整（入所審査）を行うことができません。

Q 2 2 .入所が内定したら、必ず入所できますか？

A .必ず入所できるとは限りません。内定した保育施設への入所を希望する場合、①入所前の面談と②健康診断書の提出を行う必要があります。そして、保育施設側が『一般保育』としての受け入れが問題無いと判断した場合、保育こども園課から『入所決定通知書』を送付し、正式に入所が決定いたします。

Q 2 3 .内定した保育施設に入所したくない場合、どうしたらいいですか？

A .内定辞退の手続きが必要になります。電話で受付いたしますので、期限までに保育こども園課までご連絡ください。ただし、空が生じた枠については次点の方が内定するため、内定辞退の撤回はできませんので、ご注意ください。また、2 次審査で必ず内定できるとは限らないため、内定を辞退する際はご家族で十分に協議していただきますようお願いいたします。

よくある質問FAQ (Frequently Asked Questions)

Q 2 4 .結果はいつ頃に分かりますか？

A .初回審査（利用調整）について、**令和9年1月下旬頃**に結果通知書を郵送で発送する予定です。

Q 2 5 .入所保留となった場合はどうなりますか？

A .入所保留とは、**①希望保育施設に募集枠が無かった**、または**②他の指数が高い申込児童が内定したことにより、募集枠が埋まってしまった**ことを意味します。内定辞退者の受付後、2次審査の対象となります。

Q 2 6 .2次審査でも入所できなかった場合は再申込が必要ですか？

A .令和9年度中（令和10年3月末まで）は入所待ちとして審査対象となるため、令和9年度については再申込の必要はありません。ただし、保護者様の『保育を必要とする事由』に応じた認定有効期間が切れた場合は審査対象外となりますので、ご注意ください。

Q 2 7 .きょうだい別々の保育施設に内定しました。同じ保育施設に入所させたい場合はどうしたらいいですか？

A .どちらか一方、または、両方の内定を辞退することで2次審査の対象になることができます。ただし、2次審査できょうだい同じ保育施設に内定できない可能性も十分に考えられますので、慎重にご検討ください。

Q 2 8 .2次審査でも入所保留になってしまいました。どうしても職場復帰しないといけない場合、どうしたらいいですか？

A .公立幼稚園（4・5歳児）や私立幼稚園・認定こども園の1号認定枠（3～5歳児）、認可外保育施設を活用することが考えられます。申込方法や空き状況、預かり時間、料金等について、公立幼稚園や小学校隣接認定こども園は保育こども園課入所認定係（幼稚園担当）へ、私立幼稚園・認定こども園や認可外保育施設は各保育施設にへ問い合わせください。

Q 2 9 .内定したのですが、就労先を退職してしまいました。この場合、内定はどうなりますか？

A .**保護者様の『保育を必要とする事由』を証明する書類に変更があった場合は再審査となり、内定の取消（入所後であれば退園）となる可能性があります。**世帯の状況次第で取り扱いが異なるため、速やかに保育こども園課までご連絡ください。

Q 3 0 .入所保留となってしまったのですが、申込児童の入所審査状況の詳細を知ることは可能ですか？

A .結果通知書の発送後であれば、お調べいたしますので、保育こども園課までお問い合わせください。

(4) 利用者負担額（保育料）について

Q 3 1 .保育料はどのように算定されますか？

A .保護者様の市町村民税所得割額の合計で算出されます。詳細は『令和9年度宜野湾市認可保育施設保育料算定資料（参考）』をご確認ください。また、**4月～8月分は令和8年度の市町村民税所得割額で、9～3月分は令和9年度の市町村民税所得割額**で算出されます。なお、**未申告やW-2の未提出等により、保護者様の市町村民税所得割額が確認できない場合は『第8階層（最高階層）』となります**ので、ご注意ください。

Q 3 2 .保育料がどれくらいになるかを事前に知ることは可能ですか？

A .既に申込を済ませているのであれば、保育こども園課にて仮算定を行うことができます。ただし、あくまで仮算定になりますので、確定した金額ではありません。確定した金額は入所が決定した際に通知させていただきます。

Q 3 3 .未申告の場合はどうしたらいいですか？

A .**令和8年1月1日時点**で居住している市町村にて、手続き方法も含めてご確認ください。

よくある質問FAQ (Frequently Asked Questions)

Q 3 4 .満 3 歳になったら保育料無償化の対象になるのでしょうか？

A .満 3 歳ではなく、3 歳児クラス（年度途中で 3 歳になった場合は翌年 4 月）から保育料が無償となります。認可保育施設に在園している場合、特に手続きは必要ありません。また、0 ～ 2 歳児クラスの住民税非課税世帯も保育料が無償となります。

Q 3 5 .保育料を滞納した場合はどうなりますか？

A .保育料を滞納した場合は児童手当からの特別徴収（天引き）や差し押さえ等による滞納処分を行うことがあります。また、次年度の継続利用ができなくなったり、下のきょうだいの申込を行う際に利用調整（入所審査）で減点されることがあります。

Q 3 6 .保育料の多子軽減について教えてください。

A .階層区分によって取り扱いが異なりますが、おおむね以下の通りです。

●第 3 － 1 階層・第 4 － 1 階層

・同一世帯に子ども（年齢に関わらず）が 2 人以上いる場合の保育料は当該子どものうち、年齢の高い順から 2 人目以降の子どもは『無料』となります。

●第 3 － 2 階層・第 4 － 2 階層

・同一世帯に子ども（年齢に関わらず）が 2 人以上いる場合の保育料は当該子どものうち、年齢の高い順から 2 人目の子どもは『半額』、3 人目以降の子どもは『無料』となります。

●第 4 － 3 階層・第 5 階層・第 6 階層・第 7 階層・第 8 階層

・同一世帯に保育施設等（幼稚園・特別支援学校幼稚部・認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所・企業主導型保育事業所に在園、または児童発達支援を受けている）を利用している未就学の子どもが 2 人以上いる場合の保育料は当該子どものうち、年齢の高い順から 2 人目の子どもは『半額』、3 人目以降の子どもは『無料』となります。

Q 3 7 .同居している家族に障がい者（児）がいる場合、保育料の減免はありますか？

A .階層区分によりますが、保育料が減免となる場合がありますので、障がい者手帳等の写しをご提出ください。

Q 3 8 .離婚してひとり親世帯になった場合、保育料も変更になりますか？

A .年度途中で世帯の状況が変わった場合（婚姻・離婚・死亡・障がい世帯への変更）、事由発生日の翌月初日（事由発生日が月初日の場合は当月）から保育料の階層区分が変更になります。世帯の状況に変更があった場合は速やかに保育こども園課までご連絡ください。また、遡って保育料の階層区分が変更となるのは変更が確認できた日が属する年度内までとなりますので、ご注意ください。

Q 3 9 .修正申告を行ったのですが、保育料も変更になりますか？

A .市町村民税額の変更等（算定誤りを含む）があった場合は保育料を再算定いたします。しかし、保育こども園課が変更内容を確認できた日からみて、翌月初日から保育料の階層区分に反映いたします。市町村民税額の変更等があっても保育こども園課で確認ができない場合、遡って保育料の階層区分を変更することはできませんので、速やかに保育こども園課までご連絡ください。

Q 4 0 .入院を理由に 1 カ月登園しなかった場合、保育料は減免されますか？

A .入所後は退所しない限り、利用の有無に関わらず、保育料は全額お支払いいただく必要があります。

Q 4 1 .退園する場合、保育料はどうなりますか？

A .退園を希望する場合は退園希望日の 2 週間前までに保育こども園課へ退園届をご提出ください。保育こども園課窓口もしくはオンラインにてお手続きいただけます。月途中で退園する場合の保育料は日割り計算となります。

よくある質問FAQ（Frequently Asked Questions）

（５）その他

Q 4 2 . 申込の前に行った方がいいこと等がありますか？

A . 希望する保育施設は可能な限り、**事前に見学することを推奨**いたします。

例年、入所内定後に『保育方針が合わない』『園の雰囲気が想像と違う』等を理由に内定を辞退される方が数名います。内定を辞退すると再度、入所待ちとなり、2次審査の結果を待つことになります。しかし、他の保育施設が既に埋まっているという状況も十分に考えられますので、保護者様の可能な限り、希望する保育施設の見学を行ってください。

【特に確認した方がいい点】 ①保育方針 ②食物アレルギーの対応 ③土曜日・延長保育 ④発熱時等の取り扱い

Q 4 3 . 保育必要量（保育利用時間）はどのように決定されますか？

A . 保護者の『保育を必要とする事由』により決定します。『就労』『看護・介護』『就学』の場合、**月120時間以上**であれば『標準時間（11時間）』、**月64時間以上120時間未満**であれば『短時間（8時間）』となります。決められた保育必要量（保育利用時間）を超えて保育施設を利用することも可能ですが、別途、延長保育料が発生しますので、ご注意ください。

Q 4 4 . 延長保育について、教えてください。

A . 急用や残業等を理由に、決定された保育必要量（保育利用時間）を超えて保育施設を利用することをいいます。利用できる時間帯と料金については保育施設によって異なりますので、詳細は保育施設に直接ご確認ください。

Q 4 5 . 認可外保育施設や一時預かりを利用したい場合、申込や問い合わせ先はどこになりますか？

A . 利用を希望している保育施設へ直接お問い合わせください。

Q 4 6 . ファミリーサポートセンターを利用したい場合、申込や問い合わせ先はどこになりますか？

A . 宜野湾市役所 こども政策課 こども育成係（TEL：893-4463）へお問い合わせください。

Q 4 7 . 食物アレルギーがあるのですが、給食はアレルギーに対応していますか？

A . 食物アレルギーについて、認可保育施設は基本的に除去食で対応しておりますが、食品によっては完全に除去することが難しく、対応できないケースもあります。その場合はお弁当の持参をお願いすることになります。

Q 4 8 . 入所後、市外へ転出した場合、そのまま在園することはできますか？

A . 市外へ転出した場合は**原則退園**となります。退園手続きが必要になりますので、転出予定の方は事前に保育こども園課までご連絡ください。なお、**月初日に転出した場合は転出日が属する月の前月末で退園、2日以降に転出した場合は転出日の月末で退園**となります。ただし、5歳児クラスや地域型保育事業所の2歳児クラスについては、最終学年という理由で保護者様の希望があれば、継続利用を認めるケースがあります。

Q 4 9 . 入所後、長期間お休みしても問題ありませんか？

A . 自己都合により、1カ月以上登園しない場合は家庭保育が可能とみなすため、退園となります。ただし、里帰り出産については、3カ月まではお休みを認めております。なお、登園していない期間についても保育料は全額発生します。

Q 5 0 . 地域型保育事業所に入所した場合、3歳児クラスからはどうなりますか？

A . 地域型保育事業所の卒園児童は①在園している地域型保育事業所の連携施設へ入所するか、②連携施設以外の保育施設への入所申込を行っていただくことになります。なお、地域型保育事業所の卒園児童については、他の新規申込児童よりも優先して利用調整を行います。

よくある質問FAQ（Frequently Asked Questions）

▼【令和9年4月開園予定】志真志ねたてこども園・大謝名こども園・おひさま長田こども園編

（１）公立幼稚園から認定こども園への移行について

Q5 1. 小学校隣接の『公立幼稚園』が『認定こども園』へ移行すると何が変わるのでしょうか？

A. 大きな変更点としては次の3つになります。

①これまでは1号認定（幼稚園枠）のみの入園でしたが、**2号認定（保育園枠）でも入園できる**ようになります。②これまでは4・5歳児クラスのみでしたが、**新たに3歳児クラスが設置**されます。③これまで月・水・金は午前で降園（一時預かり利用者は弁当持参またはケータリング）、火・木は弁当持参でしたが、移行後は毎日、**給食（ケータリング）の提供**があります。

Q5 2. 送迎時に使用できる駐車場はありますか？

A. 小学校隣接のため、駐車場はありません。**原則徒歩登園（※車両送迎不可）**となります。

Q5 3. 希望したら誰でも入園できますか？

A. **小学校への円滑な接続を見据えて、小学校区に居住する児童を優先的に受け入れることを基本とします。**また、『保育を必要とする事由』が無い場合は1号認定、『保育を必要とする事由』がある場合は2号認定での申込となります。なお、2号認定の場合は『保育を必要とする事由（指数）』によって利用調整（入所審査）を行うため、入所できない場合がございます。

Q5 4. 現時点で認定こども園へ移行予定の公立幼稚園に在園している児童はどうなりますか？

A. 現時点で認定こども園へ移行予定の公立幼稚園に在園している児童については、そのまま進級となります。

（２）志真志ねたてこども園について

Q5 5. 志真志こども園の運営主体は宜野湾市のままですか？

A. 『志真志ねたてこども園』は公立の幼保連携型認定こども園へ移行するため、運営主体は宜野湾市のままになります。

Q5 6. 公立幼稚園のように、年長児（5歳児クラス）は児童のみで徒歩で登園できますか？

A. **原則保護者同伴（児童だけ、きょうだいでだけの登降園は不可）での登降園**となります。ただし、**年長児（5歳児クラス）についてはGW（ゴールデンウィーク）明けを目安として、保護者の同意があれば、児童のみでの登園（降園は保護者同伴）を許可する場合があります。**

（３）大謝名こども園・おひさま長田こども園について

Q5 7. 大謝名こども園・おひさま長田こども園の運営主体は宜野湾市のままですか？

A. 『大謝名こども園』と『おひさま長田こども園』は公私連携幼保連携型認定こども園へ移行するため、運営主体は法人に変わります。『大謝名こども園』は『社会福祉法人 弘文会』、『おひさま長田こども園』は『社会福祉法人 太陽のめぐみ福祉会』が運営いたします。

Q5 8. 公立幼稚園のように、年長児（5歳児クラス）は児童のみで徒歩で登園できますか？

A. **原則保護者同伴（児童だけ、きょうだいでだけの登降園は不可）での登降園**となりますが、取り扱いの詳細については運営法人へご確認ください。

よくある質問FAQ（Frequently Asked Questions）

▼【令和9年4月開園予定】きらきら伊佐はいくえん編

Q59.伊佐地区に新しい認可保育園ができると聞きましたが、本当ですか？

A.宜野湾市の認可保育施設として、令和9年4月1日開園予定で準備・調整しております。概要は以下の通りです。
※あくまで予定のため、変更となる場合があります。

【きらきら伊佐はいくえん】

場所：宜野湾市伊佐3-1-3

開園時間：7:15～18:15 ※延長保育を利用した場合は19:15まで

定員：0歳児3名 1歳児：8名 2歳児：8名 計：19名

【 メ モ 欄 】